

松戸市建設工事総合評価方式

雇用状況確認に係る評価項目の手引き

平成30年6月

1. 労働者への賃金支払状況

(1) 労働者の範囲

公共工事設計労務単価に掲げる51職種に該当する次の労働者を「適用労働者」として対象とします。

ア 正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、原則として本工事での作業に従事する労働基準法第9条の労働者。

イ 自らが提供する労務の単価を得るため、受注者又は下請業者との請負契約により本工事に従事する者（一人親方）

適用労働者は、受注者に雇用される者だけでなく、下請業者に雇用される者も含まれます。

なお、ここでの「下請業者」とは、建設業法第2条第5項に規定する「下請負人」となります。

※ 公共工事設計労務単価とは、国土交通省及び農林水産省が公共事業労務費調査により定める「公共工事の工事費の積算に用いるための設計労務単価」（以下「二省単価」という。）です。

【次の者は適用労働者から除きます。】

ア 労働者でない者（会社役員、ボランティア等）

イ 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請業者の主任技術者も含む）等）

ウ いわゆる「一人親方」として賃金を経費込みで受け取り、賃金と経費を分離できない者

エ 事務員、給食担当者等、本工事に直接携わらない者

オ 見習い・手元等

カ 年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している者

※ 公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」に準じます。

(2) 賃金の範囲

受注者等が適用労働者に支払う賃金のうち、基本給相当額、基準内手当、臨時の給与、実物給与の合計額（以下「支払賃金」という。）を対象とします。

支払賃金は、税金や社会保険料等を控除する前のものであって、実際に手元に支払われる、いわゆる手取りの賃金と異なります。

■支払賃金に含まれる手当等

区分	例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給
基準内手当	家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当等の補助的 手当 現場手当、技能手当、有給休暇手当（日給制の場合）、精勤手当等の任務・能力 就労奨励手当
臨時の給与	賞与（期末手当、勤勉手当）、結婚手当、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期券の支給、食事の支給等 ※実物給与は、就業規則等で支払規定があるものに限る。

■支払賃金に含まれない手当等（基準外手当）

区分	内容
特殊な労働に対する手当	各職種の労働者について、発注者が工事費積算の歩掛等において見込んでいる通常の作業条件又は作業内容を超えた特殊な労働に対して支払った手当
割増賃金の代替としての手当	時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金の代替として支払った手当
休業手当	仕事が無いために労働者を休業させた場合に支払った手当（ただし、悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は基準内手当になります。）
本来は経費に当たる手当	労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく、経費の負担に該当する手当

※ 公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」に準じます。

(3) 勤務日数

当該職種の適用労働者が本工事に従事した日数（実労働日数）を対象とします。
勤務日数については、下記表の考え方に基づくものとします。

日給制(日給月給制及び時間給制を含む)又は出来高給制の労働者	会社が定めている所定労働日の内、実際に働いた日数。 (注) 1. 所定労働時間フルに働いていない労働日があった場合でも、その日は1日とします。 2. 振替によって所定労働日扱いとなった休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなった日は所定労働日から除いてください。
月給制の労働者	会社が定めている所定労働日の日数。 (注) 1. 日給制又は出来高給制の労働者と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。 2. 欠勤、悪天候等により所定労働日に就労しなかった日数も含めてください。
共通	・会社が定めている所定労働日の内、1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日を除きます。 ・所定労働日でない休日の労働は、労働日数から除きます。

※ 公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」に準じます。

(4) 賃金の支払状況の確認

①賃金の支払状況の確認は、次の資料を用いて行います。

ア 『労働者配置計画書』

提出時期：総合評価方式に係る技術資料提出時

提出者：入札申込者全員

イ 『労働者賃金確認表（総括表）・（個表）』

提出時期：原則竣工時1ヶ月前

提出者：受注者

※ 『労働者配置計画書』は、本工事を施工する際の予定として記入してください。
なお、ここで記入した支払賃金（予定）は、当該職種に支払われる水準として捉えますので十分留意してください。

※ 『労働者への賃金支払状況』の該当する項目の選択については、『労働者配置計画書』での支払賃金（予定）の平均額の二省単価に対する割合により選択してください。

（注）

・割合については、『労働者配置計画書』で記入した職種全ての支払賃金（予定）の平均額が選択した内容となっていることが必要です。

一つの職種でも満たしていなければ、下位評価項目を選択することになります。

なお、当該割合は70%を下回ってはならないものとします。

※ 落札した場合は、指定された期日に『労働者賃金確認表（総括表）・（個表）』の提出をもって賃金の支払状況が実際どのようなであったかを確認することとなります。

※ 受注者は、『労働者賃金確認表（個表）』の内容を客観的に証明できる補助資料として、労働基準法第108条の規定に基づく「賃金台帳（写）」、又は「給与等の支払明細書（写）」等（以下「賃金台帳等」という。）の提出が必要となります。

②確認の方法

抽出確認とします。当該職種ごとに最低数名は確認します。

『労働者賃金確認表（個表）』に記入された適用労働者個々の支払賃金が、賃金台帳等に基づく金額となっているかを確認します。

『労働者賃金確認表（個表）』を集約したものが『労働者賃金確認表（総括表）』となります。

当該職種の「1日当たりの平均支払賃金」と二省単価を比較します。

③未履行について

選択した内容が満たされていないことが確認されたときは、この契約についての工事成績点を3点減点します。

また、次回の総合評価落札方式の案件に参加した際に「総合評価落札方式での履行義務違反あり」となり評価点が3点減点されます。

④『労働者への賃金支払状況』において、「85%未満の確保」を選択した場合

落札の如何に関わらず、今後の取り組みとして労働者への賃金の支払が二省単価の85%以上となるよう企業内で努力してください。

2. 地元業者の請負

(1) 定義

地元業者とは、松戸市内に主たる営業所（本社）を有する業者とします。

下請とは、本工事に関して受注者（元請業者）が直接契約した下請契約（以下「一次下請契約」という。）とします。

(2) 割合の算出

請負金額から市外業者（市内に主たる営業所（本社）を有しない者）への下請金額の総額を除いた額を請負金額で除して算出します。

(3) 履行の確認

落札した場合は、指定された期日に一次下請契約の請負契約書（写）等資料の提出をもって実際どのようなであったかを確認することとなります。

確認の結果、選択した内容を満たしていなければ指導となりますので留意してください。

(4) 下請率の変更

入札参加資格要件の地域要件について、本店所在地が市外若しくは無しとした場合、又は工事が特殊な場合等は、割合を変更することがあります。

(5) 『地元業者の請負』において、「その他」を選択した場合

落札の如何に関わらず、今後の取り組みとして「松戸市建設工事適正化指導要綱」第6条第2項の趣旨を理解し企業内で努力してください。

3. 労働福祉の状況

(1) 労働福祉の状況の確認

労働福祉の状況は、具体的には「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以

下「通知書」という。)の中の労働福祉の状況の点数をもって確認します。
なお、通知書は、公告日時点でのものとします。

4. 若年技術職員の育成及び確保の状況

(1) 若年技術職員の育成及び確保の状況の確認

若年技術職員の育成及び確保の状況は、通知書の中の下記の項目とし、これら項目に係る内容・点数をもって確認します。

なお、通知書は、公告日時点でのものとします。

- ・「若年技術職員の継続的な育成及び確保」、「新規若年技術職員の育成及び確保」のいずれかの項目（該当：1点 or 非該当：0点）

5. OHSASまたはISOの取得状況

(1) OHSASまたはISOの取得状況を確認します。

OHSASまたはISOの認定書は、公告日時点でのものとし、開札日時点で有効であることとします。

- ・OHSAS18001またはISO45001の取得状況
（取得あり：1点 or なし：0点）